徳島県医療施設浸水対策事業費補助金交付要綱

（補助金の交付）

第１条　知事は、浸水対策の充実・強化を図ることにより、洪水等の発生時においても必要な医療が提供できる体制を確保するため、医療機関の開設者が行う医療機関における医療用設備や電源設備の想定浸水深又は基準水位よりも高い位置への移設及び止水板等の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付については、災害医療対策事業等実施要綱（平成２１年３月３０日医政発第０３３０００７号。）、医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成２１年３月３０日医政発第０３３０００４号。）及び徳島県補助金交付規則（昭和５８年徳島県規則第５３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（経費及び補助金の算定）

第２条　この補助金は、別表の第１欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第２欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、同表第４欄に掲げる経費（以下「対象経費」という。）に対して交付するものとする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

（１）土地の取得又は整地に要する費用

（２）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

（３）設計その他工事に伴う事務に要する費用

（４）既存建物の買収に要する費用

（５）その他整備費として適当と認められない費用

２　この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

（１）別表第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（２）前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を交付基礎額とする。

（３）交付額の算定方法については、前号の交付基礎額に別表第５欄に定める補助率を乗じて得た金額とする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請書等）

第３条　規則第３条の補助金交付申請書は、様式第１号による。

２　規則第３条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

（１）経費所要額調書（様式第２号）

（２）事業計画書（様式第３号）

（３）収支予算書（見込書）抄本

（４）その他参考となる資料

３　規則第３条の知事の定める期日は、別に定める。

４　規則第３条の補助金交付申請書を提出するにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第４条　規則第５条第１項各号に掲げる事項、規則第１５条の２に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

（１）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があるとき又は当該取得財産に未償却残高（不動産鑑定による価格額を含む。以下同じ。）が存するときは、その収入若しくは未償却残高の全部又は一部を県に納付させることがある。

（２）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（軽微な変更）

第５条　規則第５条第１項第２号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更とする。

（変更承認の申請書等）

第６条　規則第５条第１項第１号から第３号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第４号）を知事に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）補助事業の変更（中止・廃止）の内容及び理由を記した書類

（２）経費所要額調書（様式第２号）

（３）事業計画書（様式第３号）

（４）収支予算書（見込書）抄本

（５）その他参考となる資料

３　規則第５条第１項第４号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第７条　規則第１１条の実績報告は、様式第５号による。

２　規則第１１条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

（１）経費所要額精算書（様式第６号）

（２）事業実績報告書（様式第７号）

（３）収支決算書（見込書）抄本

（４）補助事業完了後の工事箇所の写真

（５）契約書の写し（契約書が作成されない場合は、請求書等の写し）

（６）その他参考となる資料

３　規則第１１条の規定による実績報告書は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の３月３１日のいずれか早い期日までにしなければならない。

４　第３条第４項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、規則第１１条の実績報告書の提出前に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続を行わなければならない。

５　第３条第４項ただし書により交付の申請を行った補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第８号）により当該金額を速やかに知事に報告しなければならない。

６　前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが相当であると認めるときは、補助事業者に対して、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部に相当する補助金の返還を命

ずるものとする。

（補助金の請求）

第８条　規則第１２条の規定による通知を受けた市町村以外の補助事業者は、補助金請求書（様式第９号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）

第９条　知事は、市町村である補助事業者に対しては規則第１２条の規定による補助金の額の確定の通知をした後、市町村以外の補助事業者に対しては、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払）

第１０条　知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

２　補助事業者は前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書により交付を受ける理由を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

（帳簿等の保管期間）

第１１条　規則第１６条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して５年間とする。

（財産処分の制限）

第１２条　規則第１７条の規定による知事の承認を受けようとする者は、取得財産等の処分承認申請書（様式第１０号）を知事に提出しなければならない。

２　規則第１７条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める年数とする。

（書類の提出部数等）

第１３条　規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、２部とする。

（雑則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この交付要綱は、令和４年２月１０日から施行し、令和３年度分の補助金から適用する。

附　則

この交付要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この交付要綱は、令和５年８月２９日から施行し、令和５年度分の補助金から適用する。

附　則

1　この交付要綱は、令和６年８月７日から施行し、令和６年４月１日以後に実施する事業について適用する。
2　この要綱の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この交付要綱は、令和７年１０月７日から施行し、令和７年４月１日以後に実施する事業について適用する。
2　この要綱の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

別　表（第２条関係）

１補助事業名	２補助対象者	３　基準額	４　対象経費	５補助率
医療施設浸水対策事業	(1) 地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所の開設者とする。 (2) 救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設、地域医療支援病院及び特定機能病院の開設者とする（地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。 ただし、(1)(2)の対象となる医療機関は、水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事、市町村長が公表する浸水想定区域、又は津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が公表する津波災害警戒区域に所在し、地域の医療提供体制の確保の観点から当該区域から移転することができない医療機関に限る。	(1) 医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの １医療機関当たり ５１，４３９千円	医療用設備の想定浸水深若しくは基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費	１００分の３３
		(2) 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの １医療機関当たり ４０，５９１千円	電源設備の想定浸水深若しくは基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費	
		(3) 止水板若しくは防水壁の設置が必要と認められるもの １医療機関当たり ７２，３００千円	止水板若しくは防水壁の設置に必要な工事費又は工事請負費	
		(4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの １医療機関当たり ２８，１５８千円	排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置に必要な工事費又は工事請負費	